

令和 8 年第 5 回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午前 9 時 3 0 分
2. 開 会 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午前 9 時 3 0 分
3. 閉 会 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午前 9 時 4 5 分
4. 出席委員 池永 安宏教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員
5. 事務局 和久田寿樹 理事兼教育次長兼教育総務部長・高寄育 教育指導部長・上井克敏 教育指導部次長・坂元智紀 教育総務部次長兼まなび支援課長・花田睦美 教育総務企画課長・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整備課長・佐野俊明 学校教育課長・出村公一 学校給食センター所長・佐藤洋一 学校教育課総括課長代理
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 議案第 9 号 交野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
議案第 1 0 号 交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について
7. 議事内容

花田課長 皆さま、おはようございます。
それではただ今より第5回教育委員会定例会を開催いたします。
教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

池永教育長 はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

花田課長 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。
同時に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

池永教育長 報告はお聞きのとおりです。
次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。
本日、傍聴希望がございますので、傍聴を許可したいと思います。
事務局、準備をお願いします。
それではただ今から、令和8年第5回教育委員会定例会を開催いたします。
まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。
会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長において甲斐委員を指名します。
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がありませんので、ただ今から１０時１５分までといたします。

まず、議案第９号「交野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長 議案第９号「交野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。

交野市いじめ問題連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第１４条第１項に基づき、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により設置するものです。

協議会は、年２回開催し、本市のいじめの件数や内容についての報告、いじめの未然防止と早期対応等について議論していただいております。

協議会委員の委嘱または任命については、昨年度、交野市いじめ問題対策連絡協議会の委員として９名に対し令和７年６月１日から令和９年５月３１日までの二年間、委員の委嘱または任命をいたしました。

今年度は委員のうち１名に異動による欠員が生じたため、前任者の残任期間である令和８年６月１日から令和９年５月３１日までの一年間、委員１名に新しく委嘱したいと考えております。

ご審議いただき、ご可決たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

般谷委員 委員の数は何人ですか。

佐野課長 9名です。

般谷委員 1人欠員が出たら、1人入られるということですか。

佐野課長 はい。

般谷委員 それは一般の方も傍聴できますか。

佐野課長 基本的には議事録を残しておりますので。

池永教育長 希望があれば傍聴可能ということですね。

佐野課長 はい。

池永教育長 他にいかがでしょう。

秋山委員 現在の9名の方の位置づけを教えてください。

佐野課長 市立学校の代表、教育委員会事務局、教育センター職員、大阪府中央子ども家庭センター、大阪府警察交野警察所、チーフスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、交野市の総務部、交野市こども家庭部以上でございます。

池永教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。
議案第9号「交野市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。
次に、議案第10号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長 議案第10号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。
令和7年12月交野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画いわゆるSWIP（School Work Innovation Plan）を策定しました。
SWIPでは、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組みとして、これまで、1か月の時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を実施しておりましたが、この、医師による面接指導を100時間から80時間を超えた教育職員に実施することとしました。それに伴い、「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」にある、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時

間の上限を1か月について100時間未満から80時間未満とする規則の一部改正について議決いただきますようお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

伊丹委員 添付いただいている規則の3条2項で、80時間未満ですが、それが適応されるのが「教育職員が児童生徒等に係る通常予定することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間…」というようなかたちで残業できる要件を厳格に定めているんですが、実務の運用として残業しますというようなことは誰かが判断されているのかとか、申告しているのかとか、どうやってこの要件に当たるのか判断されているんでしょうか。

佐野課長 管理、監督につきましては、業務量も含めて学校長が責任を持つこととなりますので、例えば、時間外でこういう業務をするという申告等を校長にさせていただいて、校長が管理、監督をするということで決定となっております。

伊丹委員 一応、申告はしないといけないということですか。

佐野課長 業務については学校長、管理職も含め管理していますので、例えば、突発的ないじめ対応があれば、申告というよりも、いじめに関する業務があれば把握して、次の日に確認することは行っているという認識しております。

伊丹委員 そうすると、一応学校長の方では、この先生に関しては残業が必要だったと管理、把握できるような感じにはなっているという理解でよろしいですか。

佐野課長 そうですね。学校長はすべて把握して認識もしているところで、時間外等も把握されて、必要であれば指導であったり業務量等も学校長が判断してというように認識しております。

池永教育長 他にいかがでしょう。

般谷委員 これは年間通してですか。

佐野課長 新旧対照表にも書いてあります、ひと月当たりです。

池永教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。
それではお諮りいたします。
議案第10号「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。
以上をもちまして、令和8年第5回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。引き続き、協議会の進行をよろしく願います。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____